

## 令和5年度第2回さいたま市入札監視・苦情検討委員会の会議概要

日 時：令和6年3月21日（木）

午後2時00分から午後3時15分まで

場 所：さいたま市役所 別館2階第4委員会室

出席者：近藤委員長、上野委員、江口委員、川島委員、寺井委員

事務局：契約管理部長、契約管理部参事、契約課長、契約課課長補佐兼工事契約第1係長、契約課契約管理係長、水道局業務部副理事、管財課長、管財課主幹、管財課契約係長、他2名

<報告事項>

### 【報告第1号 工事請負契約に関する入札及び契約状況について】

意見・質問なし

### 【報告第2号 入札参加停止状況について】

（委員）

様式第3号のNO. 3に関して、他の業者と違い落札後に辞退したことによる参加停止措置となっている。業務の履行が困難になった理由のいかんを問わず、参加停止となるのか。それとも、事情により措置をとらないケースもあるのか。

（事務局）

落札業者から落札後に、業務が請け負えないと申し出がありました。詳しい理由までは聴取しておりませんが、「落札後に辞退した」という事実をもって参加停止措置をしたものです。

（委員）

不正というよりは、不誠実ということですね。

（事務局）

おっしゃるとおりです。

（委員）

様式第3号のNO. 1に関して、資格要件を満たさないことが分かった経緯は。

（事務局）

国土交通省が調査・処分をしたことがホームページで公表されたことから事実を覚知しました。

（委員）

さいたま市では資格要件について確認しているか。

（事務局）

今回のケースでは本市発注の公共工事ではないため調査等は行っておりませんが、本市が発注する工事である場合は、資格要件を満たしているかどうか、資格証の提出（写し等）を求めるなどして確認しております。

(委員)

資格要件を満たしているか確認したあと、資格証を出した人物が実際に従事しているか確認しているか。

(事務局)

契約担当課としては契約時に資格証の提出を求めて資格要件を確認しております。また、契約書を取り交わしたあとについては工事所管課で同様の確認をしており、チェック機能が働いております。

<議案>

**【議案第1号 工事請負契約に係る審議（一般競争入札）】**

**・議案第1号その1**

意見・質問なし

**・議案第1号その2**

(委員)

最低制限価格未満のため入札が無効となった業者が19者あったとのことだが、19者も無効となってしまった理由は何か。

(事務局)

最低制限価格は、労務単価や材料費などをもとに積算し算出しておりますが、今回のケースでは見積もり要素が大きかったため、業者の積算が難しかったのではないかと思います。

**・議案第1号その3**

(委員)

開札を行ったあと、落札候補者が「保留」となっている。その後決定しているが、保留とはどのようなものか。

(事務局)

設計金額が3億円以上の案件については、低入札価格調査制度という、ある一定の金額を下回った場合、落札候補者が業務を履行できるかどうかなどの調査を行うこととなっており、その調査期間中を保留としています。

今回の案件は、その基準の金額を下回ったため調査を行いました。下請けはいくらで頼むのか、材料費の根拠などを調査し、適正に履行できることを確認したのち落札決定とするものでございます。

(委員)

低入札価格調査は入札に参加した全ての業者を調査するのか。

(事務局)

すべての業者を調査するわけではなく、低入札価格調査の対象となった業者のうち、一番価格が低い業者に対して調査を実施しております。

(委員)

開札日に、低入札価格調査の対象とならなかった落札候補者以外の業者は、自分が落札できなかったことは分かるのか。

(事務局)

開札日即時に分かるようになっていきます。調査を行った結果、落札候補者が落札者となりえなかった場合には、次点で低い金額で落札した業者が落札（候補）者と決定されることも分かります。

(委員)

落札候補者以外にはどのように伝わっているのか。

(事務局)

現在、どの業者が落札候補者・調査中であるかについては、電子入札システム上で分かるようになっていきます。

(委員)

予定価格や調査基準価格はどのように決めているのか。

(事務局)

予定価格は設計金額と同額で、現場管理費や一般管理費等の4項目に決まった率をかけるという共通の計算式を使用し、制限価格を決定しています。単純に「予定価格の何パーセント」ということではありません。

## 【議案第2号 工事請負契約に係る審議（指名競争入札）】

### ・議案第2号その1

(委員)

市が6者指名して3者が入札を辞退した理由は何か。

(事務局)

契約課としては、辞退した理由を直接業者に聞くことはないため把握しておりませんが、工事所管課から辞退した理由を聞いたところでは、工事の内容が難しかったためであると聞いています。

### ・議案第2号その2

(委員)

落札率が低い理由、最低制限価格を設けない理由は何か。

(事務局)

設計金額が低いため最低制限価格を設けておりません。それに伴い、下限がなかったことから競争原理が働いた結果、落札率が下がったのではないかと考えられます。

## 【議案第3号 工事請負契約に係る審議（随意契約）】

### ・議案第3号

(委員)

設計金額が高いが、1者特命随意契約とした理由は何か。

(事務局)

今回の案件は、大栄橋に付随する歩行者用の階段部分についての工事であり、大栄橋本体については東武谷内田建設が既に工事を行っています。東武鉄道が指定する特殊な資格（鉄道主任技術者B）を持っている業者が少なく、不調になった場合再度入札を行い、結局随意契約にした場合、工事が遅れる可能性を懸念して1者特命随意契約としたものです。

(委員)

東武鉄道との関係や、資格について説明を求める。

(事務局)

今回は東武鉄道側であるため、東武鉄道で橋本体の工事を所管していました。そこに付随する歩行者用の階段であるため、同じ業者のほうが工事もスムーズです。鉄道主任技術者の資格については、各鉄道会社で資格の指定をしているものです。

(委員)

西側だとJR関連の会社となるのか。

(事務局)

おそらくそうであると考えられます。

(委員)

道路自体は市の管轄のため市から委託しているとは思いますが、今回のケースはどのような経緯で工事を始めたのか。

(事務局)

鉄道関係は特殊であり、今回は東武鉄道のグループで契約したものです。

工事にあたっては、市の橋梁耐震化計画に基づいて市が主導して鉄道会社と市との間で協議を行い、予算要求などを行っております。

補足として、鉄道主任技術者Bの資格については、東武鉄道で規定する資格であり、JRはJRで規定する資格があるようです。

#### 【議案第4号 工事請負契約に係る審議（総合評価方式）】

##### ・議案第4号

(委員)

順位がひっくり返った理由は何か。

(事務局)

総合評価方式の決定方法として、まずは業者が提出した自己申告に基づき、第一順位者を決定します。その後、第一順位者となった業者に裏付け資料となる技術資料の提出を求め、契約担当課で点数が合っているか確認をします。今回の案件では業者側が過大評価をしてしまっていたため、順位に変動が生じました。その結果、次に新たな第一順位者となった業者に技術資料の提出を求め、確認をしたところ、自己申告どおりで順位に変動が生じなかったため、そのまま落札者となりました。

(委員)

評価項目のG・Hとは何か。

(事務局)

Gは技術評価点で、17、8項目ある加點評価項目の合計点です。その採点結果を金額で割り返して1億をかけるとHの評価値となります。総合評価方式とは、評価値の数字が一番高い業者を競っていくものです。

(委員)

GとHは比例するものか。

(事務局)

金額が変われば変わってきます。

(委員)

業者としては、自己採点后に市側で調査を行うことが分かっていると思うが、なぜ高めの自己採点をしてしまうのか。

(事務局)

総合評価が始まって5年ほどになりますが、まだ実績件数が少ないため、業者も慣れていない部分があると思われます。

(委員)

自己採点のやり方が浸透していないのか。

(事務局)

それもあるとは思いますが、業者が採点の仕方を勘違いしている場合もあると思われます。上位ランクの業者は計算などしっかりしており、Cランクの業者では慣れていない印象があります。